



トピックス

2021年02月

- 1、2019年中国特許集約型産業の付加価値は114,631億人民元になり、GDPの11.6%占めている
- 2、特許出願への資金援助を全面的に取り消し、2025年までに特許登録への各種財政上の支援を取り消す予定
- 3、世界トップ5の知的財産局が統計レポートを発表
- 4、2020年度中国特許、商標、地理的表示などの統計データに関する概要報告
- 5、中国知識産権局は意匠、PCT出願などの調査料を値上げ
- 6、2020年中国オンライン商標出願の割合が98.05%になった

1、2019年中国特許集約型産業の付加価値は114,631億人民元、GDPの11.6%占めている

中国国家统计局が近頃発表した「2019年全国特許集約型産業の付加価値に関する公報」によると、集計により2019年全国特許集約型産業の付加価値は114,631億人民元になり、前年に比べて7.0%を増加し（価格要因が差し引かれていない、以下同じ）、国内総生産（GDP）の11.6%を占め、前年度と同レベルを保った。

割合からみると、特許集約型産業のうち、製造業関連産業は規模が大きく、付加価値が占める比率は72.9%に達している。その中で、新装備製造業の付加価値は34,004億人民元であり、特許集約型産業の付加価値に占める比率が29.7%と最も高く、その次は情報通信技術製造業であり、付加価値は23,021億元であり、20.1%を占めている。新素材製造業、製薬・医療産業、環境保護産業が占める比率はそれぞれ12.2%、8.7%、2.3%だった。

成長速度からみると、特許集約型産業のうち、サービス業関連産業が急速に発展しており、その中で、情報通信技術サービス業は17.2%成長し、研究開発、デザイン、技術サービス業は14.0%成長しており、製造業を著しく上回った。

2、特許出願への資金援助を全面的に取り消し、2025年までに特許登録への各種財政支援を取り消す予定

近頃、中国国家知的財産局は特許出願をさらに厳格に規範化させようとする通知を公布した。同通知は、資金援助と奨励などに関する政策をさらに調整、完備させ、特許出願への資金援助を全面的に取消し、後続段階における転化・運用、行政による保護及び公共サービスへのサポートに重点をおいて強化させることを示している。特許出願の秩序を整理整頓して規範化させ、イノベーションの保護を目的としない非正常な特許出願行為を断固として取り締め、効果的に抑制しようとし、知的財産事業の高品質な発展の促進を旨とする。

3、世界トップ5の知的財産局が統計レポートを発表

2021年1月、世界トップ5の知的財産局（IP5）が2019年の統計レポートを発表した。同レポートは主に2019年におけるトップ5の知的財産局の主要作業及び関連統計データの状況を紹介している。

統計データ：

- (1) 2018年末現在、全世界で有効な特許は1390万件であり、同期と比べて1.8%成長した。その中で、全世界で有効な特許の91%は、当該5つの知的財産局の管轄範囲内に分布されている。
- (2) 2018年に、全世界では国/地域による直接出願、《特許協力条約》（PCT）ルートで提出された国際出願を含む計290万件の特許出願が受理されており、そのうちの94%はIP5が所在する国/地域からのものであった。
- (3) 2018年に、全世界での特許出願の89%は各国への直接出願であった。PCTルートで提出された出願の割合は安定している。
- (4) 2019年に、IP5の特許出願は計270万件であり、前年度に比べ4.0%減少している。
- (5) 2019年に、IP5の特許授権は計160万件であり、前年度に比べ5.9%成長している。

4、2020年度中国特許、商標、地理的表示などの統計データに関する概要報告

2020年に中国における発明特許出願は53.0万件登録査定になり、実用新案出願は237.7万件登録査定になり、意匠出願は73.2万件登録査定になった。商標登録件数は576.1万件であり、商標異議申立は13.4万件であり、中国出願人からのマドリッド商標国際登録出願は7553件受理された。地理的表示製品の保護に関する出願は10件受理され、集積回路レイアウト設計に関する登記申請は14375件受理された。

5、中国知識産権局は意匠、PCT出願などの調査料を値上げ

近頃、中国国家知的財産局特許調査相談センターは、「《国家知的財産局特許調査相談センターによる製品及びサービスの最適化調整案》に関する公告」を発表した。同公告は、2021年1月1日より、同センターは、《国家知的財産局特許調査相談センターによる調査サービス委任状》のサービス内容と料金徴収の基準につき最適化調整を行ったことを示している。同調整案は2021年1月1日から実施することになった。

具体的な調整案は以下の通りである。

- 1、「発明・実用新案の三性調査」、「意匠の三性調査」、「PCT専門三性調査」を「三性調査」に統合し、料金を一律に2400元/件に調整した
- 2、「登録実用新案調査」と「登録意匠調査」の料金を一律に5000元/件に調整した
- 3、「PCT専門三性調査+専門テーマ」と「専門テーマ調査」を「専門テーマ調査」に統合し、料金を一律に5000元/件に調整した
- 4、追加料金の費用徴収の基準を明確に規範化させ、特許出願追加料金の費用徴収の基準を参考し、請求項の項目超過や明細書の頁数超過の場合につき追加料金を加算すること
- 5、優先処理料金の費用徴収の基準を明確にし、調査レポートの納品期限を1作業日を早めるごとに基本料金の10%を追加請求すること。

最適化調整案は、2021年1月1日より実施することになった。

6、2020年、中国オンライン商標出願の割合は98.05%になった

「国民経済と社会発展第13次五ヵ年計画」期間中、商標局は国務院による「地方分権、管理、サービス」の改革要件を全面的に実行し、商標登録の便利化改革の促進に努め、商標情報化の構築をさらに強化し、国民の利益をその主旨として、「大衆の労力を少なめにし、データの運行を多めにする」とした商標オンラインサービスシステムの構築に向けて取り組んだ。2020年には、中国におけるオンライン商標出願の割合は98.05%になり、2016年の81.29%に比べ17ポイント近く増加したという。

Copyright (C) 2016 Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd . All Rights Reserved

TEL: 86-10-8809-1921 FAX: 86-10-8809-1920 E-mail: sanyou@sanyouip.com

住所: 中国北京市西城区金融大街35号国際企業大廈A座16層 〒100033